

雇用環境整備士資格講習会第Ⅱ種アドバンスコース（障害者雇用） の講師への質問・回答（まとめ）

【令和2年度の講師への質問・回答】・・・回答：石井京子

【1】①障害を理由とした、異なる賃金体系は当然に差別的取扱いです。しかし、障害を理由とした昇進・降格、賃金の決定は、障害者は健常者に比べて不利な判定を受けることはあり得ると思います。この場合、障害を理由としたものではないとしても、判定そのものには障害者にとって不利になる要素があるのではないのでしょうか。

【回答】

令和2年度版テキスト巻末の参考資料「障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止。合理的配慮に関するQ&A【第二版】（厚労省）」（54頁から8頁）に、賃金や昇進降格などのさまざまな場面での取扱いについて、参考とすべき質疑回答が記されています。それらを総合すると、就労への適用や労働能力・成果等に基づかないで、単に障害をもっているから、障害者であるからという理由だけで、不利な待遇を強いることは、やはり差別的な取扱いになってしまうのではないかと問いかけています。

【2】②理髪店で雇用後暫くしてから異常に気付き、ご家族に確認したらADHDと分かりました。この確認は、良いのでしょうか。

【回答】

就労上でのトラブルや違和感から、身元保証人となる保護者に相談することは通常あり得ることです。その過程の中で偶然に知り得た情報として、障害をもつことが含まれていたということで、特に相手に強いて問いつめたものではないなら、特に問題はないでしょう。ただ当初から「障害がある」という見込みや決めつけから問い合わせることは、行き過ぎた行為と捉えかねないので、注意しないとイケないと思われます。

【3】③上記の件で、オーナーは、「折角務めてもらっているので、雇用は継続したい。助成金はありますか。接客ができないならバックヤード業務でも考えなければならないが、そんなに業務量はない。」という質問を受けました。ハローワークの紹介ではありません。福祉手帳も所持していません。（申請は母親が難色を示しています。）高齢・障害・求職者支援機構に尋ねたところ、「ありません」との回答を得ました。「障害者職場適応援助コース」は、該当すると思うのですが。

【回答】

助成金などの公的な支援を受けるとなると、やはり「障害を有する」ことを示す公的な証明や医学的な診断が必要となります。まずは、それをクリアすることが望まれると考えます。

障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース） 厚生労働省（mhlw.go.jp）は職場適応援助者による支援に該当する支援です。支給要件がありますので、ご確認ください。

【4】④前記の件、オーナーが色々お問い合わせしたところ、

- ・一旦退職させて再度雇用する。
- ・A型事業所に採用して頂いて、派遣を受ける。
- ・テストを2週間受けた後に、就労センターで動作判定を行う。
- ・精神医療センターで20日間観察してから、働くところを診断する等

の助言があったと聞きました。

私自身理解できないのですが、このような制度がありますか。

【回答】

どのような機関にどのようにお問合せをされたか詳細がわかりませんので、残念ながら回答のしようがありません。

③で障害者雇用安定助成金（職場適応援助コース）に触れられていますが、雇用助成金の申請にあたっては支給要件があります。

障害者手帳を持たない発達障害や難病のある方を雇い入れる事業主に対して助成し、雇用と職場定着を促進するための雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）がありますが、新たに雇用し、対象労働者の雇用管理に関する事項を報告する事業が対象です。詳しくは下記 URL でご確認ください。

※「特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）」のご案内チラシ URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000575747.pdf>

【令和4年度の講師への質問・回答】・・・回答：石井京子

【5】障害者雇用状況（P12, 40）など、令和2年度のもので古いので令和4年度の情報を教えていただきたいです。

【回答】

最新の雇用状況はこちらをご参照ください。

障害者の職業紹介状況（令和3年度：令和4年6月24日付厚労省発表）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/000797428.pdf>

障害者雇用状況の集計結果（民間、国、都道府県、市町村、教育委員会、独立行政法人）
令和 4 年 障害者雇用状況の集計結果（令和 4 年 12 月 23 日付厚労省発表）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001027403.pdf>

スライド 16 及び 72 については、「障害者雇用・福祉施策の現状について」（厚労省）より出典しています。

この資料については、当時の厚労省内検討会の資料として作成された模様で、毎年報告されるものではないようです。

特にスライド 16 における障害者総数の基礎となる「生活のしづらさなどに関する調査」は平成 28 年の調査が元になっています。

最新の調査は平成 4 年 12 月に実施されましたが、まだ結果について報告されていません。新たに調査結果の報告がされましたら、スライドの改定を行いたいと考えております。

参考：

第 1 回「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会資料 2 - 1

「障害者雇用・福祉施策の現状について」（令和 2 年 11 月 5 日付厚労省発表）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000691437.pdf>